

法律	政令	省令
○都市農地の貸借の円滑化に関する法律 （平成三十年法律第六十八号） （最終改正…令和四年六月十七日法律第六十八号） 目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置 第一節 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第四条―第九条） 第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第十条―第十二条） 第三章 雑則（第十三条―第十六条） 第四章 罰則（第十七条・第十八条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「都市農地」とは、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。 3 この法律において「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。 （基本理念）	○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令 （平成三十年政令第二百三十四号）	○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則 （平成三十年農林水産省令第五十四号） （最終改正…令和七年一月二十四日農林水産省令第一号）

第三条 都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は第十条に規定する特定都市農地貸付けを行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければならない。

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(事業計画の認定)

第四条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第十四条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間
- 五 第二号の都市農地における耕作の事業の内容

六 その他農林水産省令で定める事項

(事業計画の認定の申請)

第一条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、次条各号に掲げる事項を記載した申請書を同項に規定する市町村長（以下単に「市町村長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。次条第一項第六号、第四条第一項第四号ハ及び同条第二項第一号において同じ。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

二 認定を受けようとする者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（次号及び次条第一項第三号において単に「農地所有適格法人」という。）であつて農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

三 認定を受けようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下この号及び次条第一項第三号トにおいて「承認会社」という。）が構成員となつている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

四 法第四条第一項に規定する賃借権等（以下単に「賃借権等」という。）の設定に関する契約書の写し

五 その他参考となるべき書類

(事業計画の記載事項)

第二条 法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受けようとする者が賃借権の設定を受けようとする場合には、借賃及びその支払の方法

二 認定を受けようとする者が個人（法第四条第三項に規定する農作業常時従事者等（第六号及び第四条第一項第四号において単に「農作業常時従事者等」という。）に限る。）である場合には、認定を受けようとする者のその行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

三 認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

イ 農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに賃借権等の設定を受けた後における事業の計画

ロ 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式についての議決権を含む。）

ハ 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

ニ 農地法第二条第三項第二号二に掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

ヘ 農地法第二条第三項第二号二に掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

ト 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人にあっては、同法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の氏名又は名称

チ 承認会社が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその

有する議決権

リ 農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。リにおいて同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

又 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

四 認定を受けようとする者の賃借権等の設定を受けた後におけるその行う耕作の事業が、申請都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

五 認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用の状況
ロ その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項

六 農作業常時従事者等以外の者が認定を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画
ロ その者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等（法第四条第三項第六号に規定する業務執行役員等をいう。第四条第一項第四号ハにおいて同じ。）のうち、当該法人の行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに当該法人の行う耕作の事業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

七 その他参考となるべき事項

2 法第四条第三項に規定する農業経営組合等（第四条第一項第四号において単に「農業経営組合等」という。）が認定を受けようとする場合には、同条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第七号に掲げる事項とする。

（事業計画の認定に関する要件が緩和される者）
第一条 都市農地の賃借の円滑化に関する法律（以下「法」という。） 第四条第三項の政令で定める者は、地方公共団体とする。

3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受け

る農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第七条第一項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあつては同号から第三号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村（第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の發揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。

二 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。

三 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

四 申請者が事業計画に従つて耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借（第七条第三項において「賃貸借等」という。）の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

五 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

六 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第七条第一項第五号において同じ。）のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

（都市農業の有する機能の發揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準）

第三条 法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域内において販売すると認められること。

ロ 申請者が、申請都市農地において次に掲げるいずれかの取組を実施すると認められること。

(1) 都市住民に農作業を体験させる取組並びに申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組

(2) 都市農業の振興に関し必要な調査研究又は農業者の育成及び確保に関する取組

ハ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を販売すると認められ、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 申請都市農地を災害発生時に一時的な避難場所として提供すること、申請都市農地において生産された農産物を災害発生時に優先的に提供することその他の防災協力に関するものと認められる事項を内容

(認定都市農地の利用状況の報告)

第五条 事業計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、市町村長に報告しなければならない。

とする協定を地方公共団体その他の者と締結すること。

(2) 申請都市農地において、耕土の流出の防止を図ること、化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択することその他の国土及び環境の保全に資する取組を実施すると認められること。

(3) 申請都市農地において、その地域の特性に応じた作物を導入すること、先進的な栽培方法を選択することその他の都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められること。

二 申請者が、申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められること。

(認定都市農地の利用状況の報告)

第四条 法第五条の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市町村長に提出しなければならない。

一 法第五条に規定する認定事業者（以下単に「認定事業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第五条に規定する認定都市農地（以下単に「認定都市農地」という。）の面積

三 認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

四 認定事業者が農業経営組合等及び農作業常時従事者等以外の者である場合には、次に掲げる事項

イ 認定事業者が行う耕作の事業が認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響

ロ 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

ハ 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のうち、当該法人の行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに当該法人の行う耕作の事業への従事状況

五 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

二 その他参考となるべき書類

(事業計画の変更)

第六条 認定事業者は、第四条第一項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 第四条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(認定の取消し等)

第七条 市町村長は、次の各号のいずれか（農業経営組合等にあつては第一号、農作業常時従事者等にあつては同号から第三号までのいずれか）に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 認定事業者が、第四条第一項の認定を受けた事業計画（前条第一項の認定又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）に従つて耕作の事業を行っていないとき。

二 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保が生じているとき。

三 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。

(認定事業計画の変更の申請)

第五条 法第六条第一項の規定により認定事業計画（法第七条第一項第一号に規定する認定事業計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、第二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第一条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に市町村長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(認定事業計画の軽微な変更)

第六条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものの以外のものである。

一 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更

二 認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が五分の一を超えるものに限る。）

三 設定を受けた賃借権等の種類、始期及び存続期間の変更

四 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更

五 前四号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

四 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。

五 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第四条第一項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 偽りその他の不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

3 市町村は、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃貸権等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。

（農地法の特例）

第八条 認定事業計画に従って認定都市農地について賃貸権等が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃貸権に係る賃貸借については、農地法第十七条本文の規定は、適用しない。

3 認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃貸権に係る賃貸借の解除が、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき行われる場合であつて、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ市町村長に届け出て行われるときは、農地法第十八条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

（認定事業計画の認定の取消し）

第七条 市町村長は、法第七条第二項の規定により認定を取り消すときは、その旨及びその理由を認定事業者及び認定都市農地の所有者に書面で通知するものとする。

（賃貸借の解除の届出）

第八条 法第八条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定都市農地の所在、地番、地目及び面積

三 賃貸借契約の内容

四 賃貸借の目的となつてゐる認定都市農地において認定事業者が認定事業計画に従つて耕作の事業を行つていない状況の詳細

五 賃貸借の解除をしようとする日

(報告徴収及び立入検査)

第九条 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(定義)

第十条 この節において「特定都市農地貸付け」とは、都市

六 認定都市農地の引渡し時期

七 その他参考となるべき事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第三項第四号に規定する条件が付されている書面

二 その他参考となるべき書類

(賃貸借の解除の届出の受理)

第九条 市町村長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知するものとする。

2 前項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定都市農地の所在、地番、地目及び面積

三 届出書が到達した日及びその日に届出の効力が生じた旨

農地についての賃借権等の設定（第二号において「都市農地貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものという。

- 一 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付け法」という。）第二条第二項第一号から第三号までに掲げる要件
- 二 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から前号に掲げる要件に該当する都市農地貸付けの用に供すべきものとしてされる賃借権等の設定を受けている都市農地（地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる事項を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに限る。）に係るものであること。
- イ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨
- ロ 次条において準用する特定農地貸付け（以下「準用特定農地貸付け」という。）第三条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置
- ハ その他都市農地貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項

（特定農地貸付け法の準用）

第十一条 特定農地貸付け法第三条及び第六条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、特定農地貸付け法第三条第一項中「地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定」とあるのは「及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の準用）

第二条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二百五十八号）第三条及び第四条の規定は、法第十条に規定する特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第三条中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三

（協定の内容）

- 第十条 法第十条第二号ハの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第十条に規定する特定都市農地貸付け（以下この条及び次条において単に「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される都市農地の管理の方法
 - 二 農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定都市農地貸付けの実施との調整の方法
 - 三 特定都市農地貸付けを行う者が市町村に対して行う法第十条第二号に規定する協定の実施状況についての報告に関する事項
 - 四 法第十条第二号に規定する協定に違反した場合の措置
 - 五 その他必要な事項

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則の準用）

第十一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十六号）第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第二条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円

十年法律第六十八号) 第十条第二号に規定する協定」と、特定農地貸付法第六条中「特定承認農地について」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十二条第二項に規定する承認都市農地について」と、(第二条第二項第五号口に該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体又は農地中間管理機構)を当該特定承認農地」とあるのは「を当該承認都市農地」と読み替えるものとする。

(農地法の特例)

第十二条 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が、当該承認に係る都市農地について、特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸付けによって賃借権等を設定する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受けている都市農地(以下「承認都市農地」という。)の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3 承認都市農地の借賃については、農地法第二十条の規定は、適用しない。

4 承認都市農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

第三章 雑則

(援助)

第十三条 市町村は、認定事業計画に従って行われる耕作の事業又は承認都市農地について行われる第十条に規定する特定都市農地貸付けの実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 市町村は、都市農地について賃借権等の設定を受けようとする者からあつせんその他の援助を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

(特別区等の特例)

第十四条 この法律及び準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区又は特別区の区長に適用する。

十年法律第六十八号) 第十一条において準用する法(次条において「準用特定農地貸付法」という。)」と、同令第四条中「法第三条第三項」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第三項」と、同条第二項中「第七条」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十四条」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第三条 前条において読み替えて準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号) 第十一条において準用する法(以下この条及び次条において「準用特定農地貸付法」という。)」と、同条第二号中「法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第二項第一号に規定する」と、同令第三条中「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令(平成三十年政令第二百三十四号)第二条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」と、同条第一号中「法」とあるのは「準用特定農地貸付法」と、同条第三号中「農地の貸付け」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する都市農地貸付け」と読み替えるものとする。

2 第四条第三項ただし書及び第七条第二項ただし書並びに
準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に關
する規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関す
る法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以
下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないことと
されたものを除く。）にあつては、区又は区長（総合区長を含
む。）に適用する。この場合において、これらの市町村又は市
町村長に關する規定の適用に關し必要な読替えその他必要な
事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十五条 第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、
第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並び
に準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定によ
り市町村が処理することとされている事務は、地方自治法
第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（農林水産省令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の
ため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 罰則

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の
拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第四条
第一項又は第六条第一項の認定を受けた者

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報
告をした者

三 第九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせ
ず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用
人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条
の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

附 則

（施行期日）

附 則
この省令は、法の施行の日（平成三十年九月一日）から施

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成三〇年八月政令二三三号により、同年九月一日から施行〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三〇年法律第六十八号）	第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七條、第八條第三項並びに第九條第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三條第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
---------------------------------	--

（市民農園整備促進法の一部改正）

第四条 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「という。」の下に「又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三〇年法律第号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。）を加える。
第十一条第一項中「に係る特定農地貸付け」の下に「又は特定都市農地貸付け」を、「第三条第三項」の下に「（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則（平成三〇年五月一八日法律第二三三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕〔平成三〇年十一月政令三一〇号により、同年十一月一六日から施行〕

1 この政令は、法の施行の日（平成三〇年九月一日）から施行する。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成三〇年政令第二三三十四号）	第二条において読み替えて準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務
--------------------------------------	---

行する。

附 則（令和元年五月二四日法律第一二号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 「略」 二 「前略」 附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日 〔令和元年九月政令一〇一号により、令和二年四月一日から施行〕 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 （施行期日） 1 この法律は、刑法等一部改正法（刑法等の一部を改正する法律）施行日（令和七年六月一日）から施行する。〔後略〕		附 則（令和元年九月一日農林水産省令第二八号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。 附 則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四六号） この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。 附 則（令和七年一月二四日農林水産省令第一号） この省令は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。〔後略〕
--	--	---